

# 香川労働局長がベストプラクティス企業として 「四国労働金庫」(高松市)を訪問！

香川労働局長（松瀬 <sup>まつせ</sup> <sup>たかひろ</sup> 貴裕）は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、**長時間労働削減等に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）**を訪問し、取組内容の説明を受けるとともに、当該内容を広く紹介することで、働きやすい労働環境の整備に努めています。

今回は、令和3年11月29日（月）に、**四国労働金庫**を訪問しました。

## 【 ベストプラクティス企業概要 】

### 四国労働金庫

- ・ 本社所在地：香川県高松市浜ノ町 72 番 3 号
- ・ 創 立：昭和 27 年 5 月
- ・ 業 種：金融業
- ・ 従業員数：451 人（令和 3 年 3 月現在）
- ・ 令和 3 年 8 月「くるみん」認定



杉本理事長様と今城経営統括部副部長様の2人から説明を受けました。

杉本理事長様からは、労働金庫にふさわしい組織風土の確立に向けた「労使共同メッセージ」に基づき、**時間外労働、休日労働および年間総労働時間の削減に取り組み、やりがいを持って健康で働き続けられる雇用環境を整備して職員満足度の向上に努めているが、管理職を含めて職員の意識を変えていくには時間がかかったことの説明**がありました。

具体的な取組としては、

- 1 **2年前より特別条項を廃止した上で、「延長することができる時間数」を1か月45時間、1年間360時間として36協定を締結しました。さらに労使ガイドラインを作成し、「延長することができる時間数」を1か月35時間等として取り組み、1か月35時間を超えることが想定される職員がいる場合には、当該職場の中で業務の平準化を検討するほか、場合により、当該業務を翌月に持ち越す等の対処を行い、月45時間の時間外労働が生じないよう、組織として対応しています。**
- 2 **労働時間は、パソコンのログとIDカードによる入退出時間とを照合して1分単位で管理し、勤務時間は8:40から17:00ですが、8:30より前に職場に入ることを禁止しています。**
- 3 また、月2回、ノー残業デーを実施するほか、**年次有給休暇の取得促進を図るため、時間単位年休を導入するとともに、**
  - 1) **個人別計画年次有給休暇取得制度の導入**（労働基準法の計画的付与制度ではなく、職員自らが事前に休暇を登録して、休暇を取得しやすくしたもの）
  - 2) **連続休暇制度の実施**（5日間連続して年次有給休暇を取得するもの）等が行われていました。

この度は、いろいろとご説明いただき、ありがとうございました。ご協力に感謝いたします。



<右>杉本理事長様です。<左>今城副部長様です。